

特定非営利活動法人日本医学図書館協会九州・沖縄地区会会則

(平成18年10月13日制定)

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会九州・沖縄地区会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）と九州・沖縄地区会員の連携を強化し、協会事業の遂行と地域的課題の克服に努め、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、協会定款第22条に基づく地区会として、九州・沖縄地区（以下「地区」という。）の正会員および協力会員をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、上記目的達成のために、協会の事業に準じた各種の事業を行う。

(役員)

第5条 本会に役員として、幹事及び副幹事を置く。

2 幹事は協会評議員がその任に当たるものとする。

3 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 毎年1回地区会総会を開催する。

2 役員または地区会会員の要請により臨時地区会を開くことができる。

(評議員等)

第7条 協会の諸規程に基づき、協会評議員の選出及び協会役員の推薦を行う。協会評議員は正会員の互選により選出し、協会役員は本会構成員の2分の1以上の投票により推薦する。

(事務局)

第8条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、幹事及び副幹事の所属機関とする。

(会計)

第9条 本会の活動経費は、協会に予算要求し、配分額の範囲とする。ただし、研修会など特定事業のための臨時的会費の徴収を行うことができる。

(入会及び退会)

第10条 協会への手続きをもって入会及び退会とする。

(会則の改正)

第11条 本会則の改廃は、地区会総会または臨時地区会の議を経て行う。